

守口市通所型活動B（支援型）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の介護予防の推進を目的として、市内における高齢者の社会参加及び健康増進の活動並びに入浴機会の確保等により自立した生活を維持することを目的とした活動（以下「通所型活動」という。）を支援する活動（以下「通所型活動B（支援型）」という。）を行う者に対し、予算の範囲内でその費用を補助する守口市通所型活動B（支援型）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助対象事業の実施を申し出た者のうち、市長が必要と認めたものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる通所型活動B（支援型）（以下「補助対象事業」という。）は、通所型活動を支援するために、次に掲げる内容を全て実施することとする。

- （1） 通所型活動を行う場所の確保
- （2） 通所型活動プログラムの作成支援
- （3） 参加者（通所型活動に参加する者であって、次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）の通所型活動の支援
 - ア 65歳以上の者
 - イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者
 - ウ 通所型活動を行う際に、他者の支援を要しない者
- （4） 参加者のうち希望者への入浴設備の貸与

（補助事業者等の責務）

第4条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 参加者の資格及び参加状況を名簿により管理すること。

- (2) 補助対象事業の実施時間中に事故等がないように配慮し、事故発生時には必要な対応を行うこと。
- (3) 第4項に規定する内容を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (4) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- (5) 通所型活動に供する施設等及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- (6) 通所型活動に供する施設等において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずること。

2 補助事業者は、参加者に対し、次に掲げる費用を除き、費用の徴収を行ってはならない。

- (1) 入浴を希望する者への入浴加算金 500円
- (2) 送迎を必要とする者への送迎加算金 片道250円
- (3) 入浴に係る消耗品等の貸与又は販売 必要な金額
- (4) その他活動に要する実費 必要な金額

3 前項の参加者が負担する費用については、参加者の希望に基づくものに限るものとし、一律で徴収し、又は負担しなければ参加できないものとしてはならない。

4 補助対象事業の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た参加者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、あらかじめ届け出た日程に補助対象事業（1名以上の参加があったものに限る。）を1回実施するごとに5,000円とし、1月当たり50,000円を上限とする。

(実施計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、守口市通所型活動B（支援型）実施計画書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者のこれまでの活動実績、近隣の他の補助事業者、通いの場及び公衆浴場等の数、人員、設備等の補助対象事業の実施体制等並びに予算の残額を考慮し、補助金の申請を行うことが適当かどうかを審査するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第2項の規定により補助金の申請を行うことが適当と認められた者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに、守口市通所型活動B（支援型）補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、守口市通所型活動B（支援型）補助金交付決定通知書により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を申請した者に通知するものとする。

（交付決定の内容の変更）

第9条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとする場合には、守口市通所型活動B（支援型）補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、開催日時を変更しようとする場合その他の交付決定額に変更が生じない変更をしようとする場合には、守口市通所型活動B（支援型）変更届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに守口市通所型活動B（支援型）事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者に通知するものとする。

（立入検査等）

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は市職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（是正のための措置）

第12条 市長は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、守口市通所型活動B（支援型）事業完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、守口市通所型活動B（支援型）補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、第10条に規定する補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反した場合
- （2） 補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （4） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消し又は変更を行ったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第19条 補助事業者は、関係書面、関係帳簿書類等を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市通所型活動B（支援型）補助金主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。